

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

(非課税登記等)

第五条 次に掲げる登記等(第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。)については、登録免許税を課さない。

一、十二 省略

十三 相続又は法人の合併若しくは分割に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人若しくは分割により設立する法人若しくは営業を承継する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の受けた別表第一第二十四号から第五十四号までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定又は指定を引き続いて受ける場合における当該登録、特許、許可、認可、認定又は指定

一、十二 同上

十三 相続又は法人の合併若しくは分割に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人若しくは分割により設立する法人若しくは営業を承継する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の受けた別表第一第二十四号から第五十号までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定又は指定を引き続いて受ける場合における当該登録、特許、免許、許可、認可、認定又は指定

(事業協同組合等が組織変更により受ける設立登記の税額)

第十七条の二 事業協同組合、企業組合その他の政令で定める者が、その組織を変更し、株式会社又は有限会社となる場合における組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、税率を千分の七として計算した金額(当該金額が十五万円(有限会社を設立する場合にあつては、六万円。以下この条において同じ。)に満たないときは、十五万円)とする。

(嘱託登記等の場合の納付)

第二十三条 官庁又は公署が別表第一第一号から第二十一号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

(非課税登記等)

第五条 同上

(事業協同組合等が組織変更により受ける設立登記の税額)

第十七条の二 事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が、その組織を変更し、株式会社又は有限会社となる場合における組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、税率を千分の七として計算した金額(当該金額が十五万円(有限会社を設立する場合にあつては、六万円。以下この条において同じ。)に満たないときは、十五万円)とする。

(嘱託登記等の場合の納付)

第二十三条 官庁又は公署が別表第一第一号から第二十一号の二までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

二 省略

附則

第八条 省略

第八条 同上

2省略

2同上

- 3 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）附則第三項（税關貨物取扱人の経過措置）の規定により同法第三条第一項（通関業の許可）の規定による税關長の許可を受けた者とみなされた者で同法附則第三項の期間内に同条第一項の許可の申請の手続をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第二十七号に掲げる通関業の許可を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。
- 4 商品取引所法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第九十七号）附則第二項（商品仲買人の経過措置）に規定する商品仲買人で同項に規定する期間内に商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第四十一条第一項（売買取引の受託の許可）の許可の申請をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第三十一号に掲げる商品市場における売買取引の受託の許可を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。
- 5 建設業法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第三十一号）附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者で建設大臣の登録を受けているものが、同項前段に規定する期間内に同法による改正後の建設業法第五条（同法第十七条において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をし、当該申請に係る同法第三条第一項の建設大臣の許可を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、建設業法の一部を改正する法律による改正後の登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。
- 6 撥発油販売業法（昭和五十一年法律第八十八号）附則第二条第一項（経過措置）に規定する者で同項に規定する期間内に同法第三条（登録）の登録の申請をしたものが、当該申請に係る登録免許税法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第十一号）による改正後の登録免許税法（以下この項において「改正後の登録免許税法」という。）別表第一第三十三号の二に掲げる撲発油販売業者の登録を受ける場合における当該登録に係る登録免許税の課税標準及び税率は、改正後の登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該登録件数一件につき一万円とする。

第十三条、第十五条―第十九条、第二十三条、第二十四条関係)

| | | | |
|---|--------------------|----------------|-----|
| 認定、指定又は技能証明の事項 | 登記、登録、特許、免許、許可、認可、 | 課 税 標 準 | 税 率 |
| | 認定、指定又は技能証明の事項 | | |
| 一九八省略 | | | |
| 八の二 動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定の登記 | | | |
| (一) 動産の譲渡の登記 | 申請件数 | 一件につき一 万五千円 | |
| (二) 債権の譲渡又は質権の設定の登記 | 申請件数 | 一件につき一 万五千円 | |
| (三) (一)又は(二)に掲げる登記の存続期間を延長する登記 | 申請件数 | 一件につき七 千五百円 | |
| 四 登記の抹消 | 申請件数 | 一件につき千 円 | |
| 九十九の三省略 | | | |
| 十九の四 投資事業有限責任組合契約の登記 | | | |
| (一) 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第三条第一項(投資事業有限責任組合契約)に規定する投資事業有限責任組合契約(以下この号において「組合契約」という。)につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記(三に掲げる登記を除く。) | 申請件数 | 一件につき三 万円 | |
| イ 組合契約の効力の発生の登記 | 申請件数 | 一件につき三 万円 | |

第十三条、第十五条―第十九条、第二十三条、第二十四条関係)

| | | | |
|----------------|--------------------|---------|-----|
| 認定、指定又は技能証明の事項 | 登記、登録、特許、免許、許可、認可、 | 課 税 標 準 | 税 率 |
| | 認定、指定又は技能証明の事項 | | |
| 一九八同上 | | | |
| 九十九の三同上 | | | |

口 イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記

八 登記の更正の登記

二 登記の抹消

(一) 組合契約につきその組合の從たる事務所の所在地においてする登記(二) に掲げる登記を除く。)

イ (一)イ及びロに掲げる登記

ロ 登記の更正の登記又は登記の抹消

(三) 組合契約につきその組合の主たる事務所又は從たる事務所の所在地においてする清算に係る登記

イ 清算人の登記

| 申請件数 |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 万円 |
| 一件につき一 件につき一 |
| 千円 |
| 一件につき六 件につき二 件につき二 |
| 千円 |
| イ ハ の登記 | 清算結了の登記 | 登記の抹消 | 登記の抹消 | 登記の抹消 | 登記の抹消 | 登記の抹消 | 登記の抹消 |

二十二 省略

二十二 同上

二十二の二 投資事業有限責任組合契約の登記

(一) 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第

三条第一項(投資事業有限責任組合契約)に規定する投資事業有限責任

組合契約（以下この号において「組合契約」という。）につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記（（三）に掲げる登記を除く。）

イ 組合契約の効力の発生の登記

ロ イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記

ハ 登記の更正の登記

ニ 登記の抹消

（一）組合契約につきその組合の従たる事務所の所在地においてする登記（（三）に掲げる登記を除く。）

イ （一）からハまでに掲げる登記

ロ 登記の抹消

（三）組合契約につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記

イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第二十三条第一項及び第二項（清算人の登記）の規定による清算人の登記

ロ イ及びハに掲げる登記以外の登記

ハ 登記の抹消

| 申請件数 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-------------|
| 円 一件につき千 | 円 一件につき千 | 円 一件につき二 | 円 一件につき二 | 円 一件につき二 | 円 一件につき六 | 万八千円 一件につき九 |

二十八 酒類の製造又は販売に係る免許

(注) 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第十一條第二項(免許の条件の緩和又は解除)の規定による酒類の販売業の免許に付された〔イ〕に規定する条件の全部又は一部の解除は、新たな当該免許とみなす。

二十八 同上

(注) 同上

〔イ〕省略
〔ロ〕酒税法第九条第一項(酒類の販売業免許)の酒類の販売業の代理業若しくは媒介業の免許(同条第二項の規定により期限を付して行う免許を除く。)

省略 省略

〔イ〕酒類の販売業の免許で当該免許に係る酒類の全種類の販売方法につき小売に限る旨の条件の付されたもの

免許件数
省略

〔ロ〕酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許(イ又はハ)に該当する販売業の免許を除く。

ハ省略

二十九 製造たばこの販売に係る登録又は許可

〔イ〕〔ロ〕省略
〔ミ〕たばこ事業法第二十二条第一項(製造たばこの小売販売業の許可)の規定による製造たばこの小売販売業の許可(同法第二十四条第一項の規定による期限が付された許可を除く。)

省略 許可件数

省略 一件につき一万五千円

一件につき九万円 一件につき三万円

省略

〔イ〕同上

〔ロ〕同上

同上 同上

販売場の数
同上

一箇所につき九万円 一箇所につき三万円

同上

二十九 同上

〔イ〕〔ロ〕同上

同上 営業所の数

同上 一箇所につき一万五千円

二十九の三 放射性同位元素装備機器等に係る登録認証機関

関若しくは登録定期確認機関の登録、放射性同位元素等に係る登録運搬

方法確認機関、登録運搬物確認機関若しくは登録埋設確認機関の登録又

は放射線取扱主任者に係る登録試験機関、登録資格講習機関若しくは登

録定期講習機関の登録

(一) 放射性同位元素等による放射線障

害の防止に関する法律(昭和三十二

年法律第百六十七号)第十二条の二

第一項(登録認証機関の登録)の登

録(更新の登録を除く。)

(二) 放射性同位元素等による放射線障

害の防止に関する法律第十二条の八

第一項(登録検査機関の登録)の登

録(更新の登録を除く。)

(三) 放射性同位元素等による放射線障

害の防止に関する法律第十二条の十

(登録定期確認機関の登録)の登録

(更新の登録を除く。)

(四) 放射性同位元素等による放射線障

害の防止に関する法律第十八条第二

項(登録運搬方法確認機関の登録)

の登録運搬方法確認機関に係る登録

(更新の登録を除く。)

(五) 放射性同位元素等による放射線障

害の防止に関する法律第十八条第二

項の登録運搬物確認機関に係る登録

(更新の登録を除く。)

(六) 放射性同位元素等による放射線障

害の防止に関する法律第十八条第二

項の登録埋設確認機関の登録

(更新の登録を除く。)

| 登録件数 | 登録件数 | 登録件数 | 登録件数 | 登録件数 | 登録件数 |
|------|------|------|------|------|------|
| 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 |

| | | | |
|---|-------------|---|----------------|
| | | (七) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第二項（登録試験機関の登録）の登録試験機関に係る登録（更新の登録を除く。） | |
| | | (八) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る登録（更新の登録を除く。） | |
| | | (九) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第二項（登録定期講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） | |
| | | (十) 登録水質検査機関又は登録簡易専用水道検査機関の登録 | |
| | | (十一) 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十条第三項（登録水質検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） | |
| | | (十二) 水道法第三十四条の二第二項（登録簡易専用水道検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） | |
| | | (十三) 二十九の六 食品等の製品検査に係る登録検査機関の登録又は食品衛生管理者に係る養成施設若しくは講習会の登録 | |
| (一) 食品衛生法（昭和二十一年法律第二百三十三号）第四条第九項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） | 登録件数 五万円 | 登録件数 一件につき十 | 登録件数 一件につき九 |

二十九の三 同 上

| | | | |
|-----------------------------|----------------|---|------------------|
| | | (二) 食品衛生法第四十八条第六項第三号（養成施設の登録）の登録 | 登録件数 五万円 |
| | | (三) 食品衛生法第四十八条第六項第四号の登録 | 登録件数 一件につき九万円 |
| | | 二十九の七 食鳥処理衛生管理者に係る養成施設又は講習会の登録 | 登録件数 一件につき十萬円 |
| | | (一) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条第五項第三号（養成施設の登録）の登録 | 登録件数 五万円 |
| | | (二) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の登録 | 登録件数 一件につき九萬円 |
| | | 二十九の八 販売に供する食品の特別用途表示に係る登録試験機関の登録 | 登録件数 一件につき十萬円 |
| | | 二十九の九 精神保健指定医に係る登録研修機関の登録 | 登録件数 一件につき十萬円 |
| | | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十八条第一項第四号（登録研修機関の登録）又は第十九条第一項（登録研修機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） | 登録件数 五万円 |
| 二十九の十 指定管理医療機器等に係る登録認証機関の登録 | 登録件数 一件につき九 | 二十九の九 精神保健指定医に係る登録研修機関の登録 | 登録件数 一件につき九 |
| 薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五 | | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十八条第一項第四号（登録研修機関の登録）又は第十九条第一項（登録研修機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） | 登録件数 万円 |

号)第二十三條の二第一項(登録認証機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

二十九の十一 建築物環境衛生管理技術者免状に係る登録講習機関の登録

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)

~第七条第一項第一号(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

登録件数

万円
一件につき九

二十九の十二 高圧室内作業等に係る登録教習機関の登録又は機械等に係る登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関若しくは登録型式検定機関の登録

登録件数

万円
一件につき九

(一) 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十四条(登録教習機関の登録)、第六十一条第一項(登録教習機関の登録)又は第七十五条第三項(登録教習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

登録件数

万円
一件につき九

(二) 労働安全衛生法第三十八条第一項(登録製造時等検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

登録件数

万円
一件につき九

(三) 労働安全衛生法第四十一条第二項(登録性能検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

登録件数

万円
一件につき九

(四) 労働安全衛生法第四十四条第一項(登録個別検定機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

登録件数

万円
一件につき九

(五) 労働安全衛生法第四十四条の二第一項(登録型式検定機関の登録)の

登録件数

万円
一件につき九

登録（更新の登録を除く。）

二十九の十三 作業環境測定士に係る登録講習機関の登録又は作業環境測定機関の登録

〔一〕 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五条（登録講習機関の登録）又は第四十四条第一項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数
登録件数
万円
一件につき九

〔二〕 作業環境測定法第三十三条第一項（作業環境測定機関）の作業環境測定機関の登録

登録件数
登録件数
万円
一件につき九

三十 省略

三十一の二 農産物検査に係る登録検査機関の登録

〔一〕 農産物検査法（昭和二十六年法律第一百四十四号）第二条第五項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数
登録件数
万円
一件につき十
五万円

三十 同上

〔二〕 農産物検査法第十九条第一項（変更登録）の変更登録（同法第十七条）
第四項第四号（登録事項）の登録の区分の増加に係るものに限る。）

登録件数
登録件数
万円
一件につき二
五万円

〔三〕 農産物検査法第十九条第一項の変更登録（同法第十七条第四項第三号の農産物の種類又は同項第五号の区域の増加に係るものに限る。）

三十一の三 規格設定飼料の規格適合表示に係る登録検定機関の登録

| | | | | |
|--|---|------|-----|--------|
| | | | | |
| 〔一〕商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第七十八条（株式会社商品取引所の許可）の株式会社商品取引所の許可 | 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第七十八条（株式会社商品取引所の許可）の株式会社商品取引所の許可 | 許可件数 | 五万円 | 一件につき九 |
| 〔二〕商品取引所法第三百三十二条第一項（組織変更の認可）の組織変更の認可 | 商品取引所法第三百三十二条第一項（組織変更の認可）の組織変更の認可 | 許可件数 | 五万円 | 一件につき十 |
| 〔三〕商品取引所法第三百三十二条第一項（第一種特定商品市場類似施設の開設の許可）の第一種特定商品市場類似施設の開設の許可 | 商品取引所法第三百三十二条第一項（第一種特定商品市場類似施設の開設の許可）の第一種特定商品市場類似施設の開設の許可 | 許可件数 | 五万円 | 一件につき十 |
| 〔四〕商品取引所法第三百四十二条第一項（第二種特定商品市場類似施設の開設の許可）の第二種特定商品市場類似施設の開設の許可 | 商品取引所法第三百四十二条第一項（第二種特定商品市場類似施設の開設の許可）の第二種特定商品市場類似施設の開設の許可 | 許可件数 | 五万円 | 一件につき十 |
| 〔一〕商品取引所法第二百九十条第一項（商品取引受託業務若しくは商品取引債務引受け業の許可又は委託者保護基金の登録） | 商品取引所法第二百九十条第一項（商品取引受託業務若しくは商品取引債務引受け業の許可又は委託者保護基金の登録） | 許可件数 | 五万円 | 一件につき十 |
| 〔二〕商品取引所法第二百六十七条（許可） | 商品取引所法第二百六十七条（許可） | 許可件数 | 五万円 | 一件につき十 |

| |
|--|
| 〔一〕商品取引所法第二百六十六条第一項（取引の受託等の許可）の商品市場における取引の受託又はその委託の取次ぎの引受けの許可（許可の更新を除く。） |
| |
| |

の商品取引債務引受業の許可

(三) 商品取引所法第二百九十三条(委託者保護業務の登録)の委託者保護

基金の登録

三十二～三十三 省略

三十二～三十三の二 撥発油販売業者の登録又は撃発油等に係る分析機関の登録

三十二～三十三の二 撃発油等の品質の確保等に関する法律

法律(昭和五十一年法律第八十八号)

第三条(登録)の撃発油販売業者の登録

三十二～三十三の二 撃発油等の品質の確保等に関する法律

法律第十六条の二第一項(撃発油販

売業者に係る分析機関の登録)、第

十七条の三第二項(撃発油生産業者

に係る分析機関の登録)(同法第十

七条の八第一項(軽油生産業者に係

る分析機関の登録)、第十七条の十

第一項(灯油生産業者に係る分析機

関の登録)又は第十七条の十二第一

項(重油生産業者に係る分析機関の

登録)において準用する場合を含む

。又は第十七条の四第三項(撃発油輸入業者等に係る分析機関の登録)

。(同法第十七条の八第二項若しく

は第三項、第十七条の十第二第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。)の登録(更新の登録

を除く。)

登録件数
五万円
一件につき十

登録件数
万円
一件につき九

三十二～三十三 同上

三十二～三十三の二 撃発油等の品質の確保等に関する法律

(昭和五十一年法律第八十八号)第三条(登録)の撃発油販売業者の登録

登録件数
万円
一件につき二

登録件数
万円
一件につき二

三十三の三 特定液化石油ガス器具等に係る検査機関の登録

| | | | | |
|---|--------------------|---|--|---------------------------------|
| | | | | |
| (一) 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第二条第一項第五号(定義)に規定する特定電気事業に係る同法第三 | 許可件数 一件につき一万五千円 | (一) 省略 ガス事業法第三十六条の二の二第二項(登録ガス工作物検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。) | 省略 申請件数 登録件数 一件につき九万円(既に四に掲げる登録を受けている者については一万五千円) | 一件につき九万円(既に登録を受けている者については一万五千円) |
| 三十四の二 省略 | | 三十四の二 同上 | 同上 | 同上 |
| 三十四の三 特定電気事業の許可若しくは電気の供給地点の変更の許可又は電気工作物に係る登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録 | | 三十四の三 同上 | 同上 | 同上 |
| (一) 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第二条第一項第五号(定義)に規定する特定電気事業に係る同法第三 | 許可件数 一件につき一万五千円 | (一) 省略 ガス事業法第三十九条の十一第一項(検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。) | 省略 申請件数 登録件数 一件につき九万円(既に四に掲げる登録を受けている者については一万五千円) | 一件につき九万円(既に登録を受けている者については一万五千円) |

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第四十七条第一項(検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。)

三十四 ガス事業の許可、ガスの供給区域若しくは供給地点の変更の許可又は登録ガス工作物検査機関の登録若しくは特定ガス用品に係る検査機関の登録

三十四 ガス事業の許可又はガスの供給区域若しくは供給地点の変更の許可

| | | | | |
|---|--------------------|---|--|---------------------------------|
| | | | | |
| 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第二条第一項第五号(定義)に規定する特定電気事業に係る同法第三 | 許可件数 一件につき一万五千円 | 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第二条第一項第五号(定義)に規定する特定電気事業に係る同法第三 | 同上 | 同上 |
| 三十四の二 同上 | | 三十四の二 同上 | 同上 | 同上 |
| 三十四の三 特定電気事業の許可若しくは電気の供給地点の変更の許可又は電気工作物に係る登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録 | | 三十四の三 特定電気事業の許可又は電気の供給地点の変更の許可 | | |
| (一) 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第二条第一項第五号(定義)に規定する特定電気事業に係る同法第三 | 許可件数 一件につき一万五千円 | (一) 省略 ガス事業法第三十九条の十一第一項(検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。) | 省略 申請件数 登録件数 一件につき九万円(既に四に掲げる登録を受けている者については一万五千円) | 一件につき九万円(既に登録を受けている者については一万五千円) |

同法第三条第一項（事業の許可）の許可又は同法第八条第一項（供給区域等の変更）の供給地点の変更の許可（供給地点の増加に係るものに限る。）

条第一項（事業の許可）の許可又は同法第八条第一項（供給区域等の変更）の供給地点の変更の許可（供給地点の増加に係るものに限る。）

三十四の六 日本工業規格への適合の表示に係る登録認証機関の登録又は
製品試験に係る試験事業者若しくは外国試験事業者の登録

| | | | |
|------------------------|------|---|------|
| 三十四の七 計量器の校正等に係る事業者の登録 | 申請件数 | (一) 工業標準化法（昭和二十四年法律 第一百八十五号）第十九条第一項若し くは第二項（登録認証機関の登録） 、第二十条第一項（登録認証機関の 登録）又は第二十三条第一項から第 三項まで（登録認証機関の登録）の 登録（更新の登録を除く。） | 申請件数 |
| | | 〔二〕 工業標準化法第五十七条第一項（ 試験事業者の試験所の登録）の試験 事業者の登録（更新の登録を除く。 ） | 〔二〕 |
| | | 〔三〕 工業標準化法第六十五条第一項（ 外国試験事業者の試験所の登録）の 外国試験事業者の登録（更新の登録 を除く。） | 〔三〕 |
| | | | |

計量法（平成四年法律第五十一号）第
百四十三条第一項（登録）の計量器の
校正等に係る事業者の登録（更新の登
録を除く。以下この号において単に「
登録」という。）

| | |
|------|--|
| 申請件数 | 一件につき九 万円（既に登 録を受けてい る者について は、一万五千 円） |
|------|--|

| | |
|---------|--|
| | 三十五 同 上 |
| （一） 同 上 | |
| | 路線の数 |
| （一） 同 上 | 一路線につき 十五万円（当 該路線が無軌 条のものにつ いては、九万 円） |

するとの許可で政令で定めるもの及び一時的な需要のために期間を限定して行う許可を除く。)

| | | | |
|---|---|----|-----|
| | | | |
| (二) 省略 | (三) 軌道法 (大正十年法律第七十六号) 第三条 (事業の特許) (同法第三 十一条 (軌道に準ずるもの) において 準用する場合を含む。) の軌道事 業の特許 (当該特許を受けている者 が当該特許に係る路線に接続して路 線を延長することの特許で政令で定 めるものを除く。) | 省略 | 万円) |
| | | 省略 | 万円) |
| 三十六～三十九 省略 | 三十六～三十九 省略 | 省略 | 万円) |
| 四十 港湾運送事業の許可 | 四十 港湾運送事業の許可 | 省略 | 万円) |
| (一) 一般港湾運送事業の許可 | (一) 一般港湾運送事業の許可 | 省略 | 万円) |
| (二) 港湾荷役事業の許可 | (二) 港湾荷役事業の許可 | 省略 | 万円) |
| (三) はしけ運送事業の許可又はいかだ 運送事業の許可 | (三) はしけ運送事業の許可又はいかだ 運送事業の許可 | 省略 | 万円) |
| 四十一 省略 | 四十一 省略 | 省略 | 万円) |
| 四十二 省略 | 四十二 省略 | 省略 | 万円) |
| 四十三 船舶等に係る登録検定機関、登録検査確認機関、船級協会又は 登録検査機関の登録 | 四十三 船舶等に係る登録検定機関、登録検査確認機関、船級協会又は 登録検査機関の登録 | 省略 | 万円) |

| | | | | 登録件数 |
|--|--|--|--|----------|
| | | | | 登録件数 |
| (一) 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） | (二) 船舶安全法第六条ノ五（登録検査確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） | (三) 船舶安全法第八条（船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。） | (四) 船舶安全法第二十八条第五項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） | 一件につき九万円 |
| (五) 船舶安全法第二十九条ノ三第二項（証書の発給を行う船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。） | | | | 一件につき九万円 |
| (一) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第四条第二項（海技免許講習の登録）の登録（更新の登録を除く。） | (二) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条の二第三項第三号（海技免状更新講習の登録）の登録（更新の登録を除く。） | (三) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第十三条の二第一項（登録船舶職員養成施設の登録）の登録（更新の登録を除く。） | (四) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第十三条の二第一項（登録船舶職員養成施設の登録）の登録（更新の登録を除く。） | 登録件数 |
| 登録件数 | 登録件数 | 登録件数 | 登録件数 | 登録件数 |
| 一件につき九万円 | 一件につき九万円 | 一件につき九万円 | 一件につき九万円 | 一件につき九万円 |

二十三条の十第一項（登録小型船舶
教習所の登録）の登録（更新の登録
を除く。）

(五) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第
二十三条の十一（操縦免許証更新講
習の登録）において準用する同法第
七条の二第三項第三号の登録（更新
の登録を除く。）

(六) 船舶安全法及び船舶職員法の一部
を改正する法律（平成三年法律第七
十五号）附則第三条（電子通信移行
講習の登録）の登録（更新の登録を
除く。）

四十の五 海洋汚染等の防止に係る登録確認機関、船級協会又は登録検定
機関の登録

(一) 海洋汚染等及び海上災害の防止に
関する法律（昭和四十五年法律第百
三十六号）第九条の二第四項（登録
確認機関の登録）の登録（更新の登
録を除く。）

(二) 海洋汚染等及び海上災害の防止に
関する法律第十九条の十五第一項（
船級協会の登録）の船級協会の登録
(更新の登録を除く。)

(三) 海洋汚染等及び海上災害の防止に
関する法律第十九条の四十六第一項
(船級協会の登録)の船級協会の登
録（更新の登録を除く。）

(四) 海洋汚染等及び海上災害の防止に
関する法律第十九条の四十九第一項
(船舶安全法の準用)において準用

(船舶安全法の準用)において準用

| 登録件数 | 登録件数 | 登録件数 | 登録件数 | 登録件数 |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 万円 一件につき九 登録件数 |